

論 文

多極競合的人権理論の可能性

—「多元主義」理論の歴史を踏まえて—

平 岡 章 夫*

はじめに（論文要旨）

近年の政治哲学、あるいは人権理論をめぐる論争は、ジョン・ロールズやロナルド・ドゥオーキンらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」を一つの座標軸としてきた。それに対立する形で唱えられてきたのが、ロバート・ノージックらの「リバタリアニズム（自由至上主義）」、マイケル・サンデルやマイケル・ウォルツァーらの「コミュニタリアニズム（共同体主義）」、シャントル・ムフやアイリス・ヤング、ダグラス・ラミスらの「ラディカル・デモクラシー」、フィリップ・ペティトらの「リパブリカニズム（共和主義）」といった立場である。そして、これらの立場それぞれの中でも、ニュアンスを異にする様々な議論が並立し、百家争鳴の論争が展開されてきた。

これらの理論は相互に著しく異なっているにもかかわらず、第二次大戦後のアメリカで一時期主流となっていた、ロバート・ダールやウィリアム・コーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」を否定的に捉えてきた点で共通している。ダールやコーンハウザーらの議論は、民主

政治における多元的集団の役割を積極的に評価するものと評価され、実用主義・プラグマティズムの伝統を背景に第二次世界大戦後のアメリカで学界の主流を占めたが、1960年代以降、既存のアメリカ政治体制を無批判に肯定するものとして批判されてきた。しかし、ダールらの「多元主義的政治社会理論」に少数者保護・政治的権利保護の理論としての積極的契機も潜在していたことは、しばしば過小評価されてきたように思われる。

その一方で、特に「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」の立場に分類される論者は、しばしば「多元性(plurality)」「多元主義(pluralism)」の重要性について言及しつつ立論を組み立ててきた。たとえば、「コミュニタリアニズム」の主唱者に数えられるマイケル・ウォルツァーの主著『正義の領分：多元性と平等の擁護』（原題：Spheres of Justice: A defense of Pluralism and Equality）というタイトルである。しかし、各論者の用いる「多元性」「多元主義」という用語の意味・ニュアンスはそれぞれ異なり、結果として政治哲学・人権理論をめぐる論争が一層複雑となったことは否定できない。

*早稲田大学大学院社会科学研究所 2009年博士後期課程満期退学（研究生）（指導教員 後藤光男）

本論文では、孤立した個人がメディア政治の影響力に圧倒されている21世紀の日本という状況を前提に、「多元主義的政治社会論」の歴史的意義をあえて再評価する。その上で、「ラディカル・デモクラシー」や「リパブリカニズム」に分類される論者の議論を参考に、少数派やノン・エリートの権利に配慮する視点を取り入れ、新しい人権理論として「多極競合的(multilateral-contestatory)人権理論」の可能性を提示する。

「多極競合的人権理論」は、社会における「制度化された多極性」(三権分立・政党政治など)・「選択的な多極性」(圧力団体・市民運動など)・「非選択的な多極性」(性別・言語・社会階級など)の各レベルにおける、社会的な「多極性」(「多元性」という用語が陳腐化しているため、この語を用いる)の存在に着目する。そして、それぞれの「多極性」の内部において、集団・カテゴリー間の競合的平等(contestatory equality)が保たれることを理想とするものである。また、各集団・カテゴリーの内部においても少数派の権利が尊重され、サブ集団・サブカテゴリー間の競合的平等が保たれることが望ましい。

この考え方は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」(安楽死・売買春・学校選択制など)を擁護する傾向のある「リバタリアニズム」「個人主義的リベリズム」と対立する⁽¹⁾。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、社会内での権力関係平等化のために集団・カテゴリー間の競合

(contestation)が行われることを理想とするものであり、その点で「コミュニタリアニズム」とも性質を異にする。また、政治的には「異議申し立て」の意義を「合意への参加」よりも重視する点で、静的な討議の結果として合意が得られることを重視する、「リパブリカニズム」の一部の議論とも距離をおく考え方である。

以下、第1節では、近年の政治哲学・人権理論における、「多元性」「多元主義」をめぐる議論の多義性・複雑さについて概観する。第2節では、ダールやコーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」についてその意義を再検討し、「ラディカル・デモクラシー」や「リパブリカニズム」の一部で行われてきた「多元性」についての議論と接合を図ることはできないか分析する。そして第3節では、「多極競合的人権理論」の概要について大まかな見取り図を提示し、この理論によって具体的な政治的・社会的問題にどのようなアプローチが可能になるかを示す。

第1節 「多元性」「多元主義」をめぐる議論

21世紀を迎えた今日、政治哲学・人権理論において、「多元性」「多元主義」をめぐる議論は活発化している。田村浩志が指摘するように、「六〇年代後半以降、ベトナム戦争、公民権運動、ウォーターゲート事件など、アメリカの政治に対する疑問と不満の高まりとともに、多元主義という用語は利益集団の既得権益を固定化するメカニズムないしそれを正当化するイデオロギーとして議論されることが多くなった」[田村2002:2]が、冷戦終結以降その状況は変化し、「各方面から多元主義の宣言がなされ」[田村

2002:3] ようになった。しかしその反面、論者によって「多元性」「多元主義」の位置付け・解釈は各人各様なのが実情となっている。

かつて、イギリスのダヴィッド・ニコルスは、「『多元主義という概念は、あいまいで議論の余地のある概念である』と最近いわれている。過去数十年間の政治学や社会学の文献に精通している者は、誰もこの評価に疑問を差しささむことができないであろう」「この言葉のかれ等独自の使用法を他の使用例にほとんど関係づけようとしなかった、思想家群によってこの言葉が使われてきたという事実が、主要な混乱の原因の一つとなった、ということである」[ニコルス 1981:3] と記した。この指摘は、今日においても、「多元性」「多元主義」をめぐる議論に当てはまっているように思われる。こうした状況では、「多元性」「多元主義」について論述を始めるにあたり、これらの概念をめぐる歴史的経緯を振り返っておく必要がある。

以下の記述では、法的というよりも政治的な文脈で、国家・社会の内部において集団・カテゴリーが果たす自律的機能に積極的評価を与える考え方を「多元主義」と呼ぶこととする。この意味での「多元主義」は、社会における国家主権の一元的支配を理想とする発想と対立するのはもちろん、人権主体・政治的主体として孤立した個人のみを想定する極端な個人主義的発想とも対立する。実際には、現代の政治哲学・人権理論で、多元主義的発想を完全に排除している理論（たとえば、政党の果たす役割を明確に全否定した理論）は皆無に近いが、その中でも多元主義に強い親和性を有する理論を概観する。なお、上記の意味での「多元主義」が思想的に強い力を得たのは英米圏、特にアメリカに

おいてなので、以下の歴史的記述もアメリカの思想家についての言及が中心となる。

① 18～19世紀の多元主義理論

政治的文脈での多元主義的発想は、モンテスキューによる権力分立論などにその萌芽を見出すことができるが、歴史的に重要な意義を有する著作として18世紀末の『ザ・フェデラリスト』を挙げることができる。

アレクサンダー・ハミルトンやジェームズ・マディソンら、アメリカ合衆国憲法の制定に深く関わった人々によって執筆されたこの著作が、民衆の政治参加を認めることにより「多数派による権力の濫用」が生じることへの恐怖感に貫かれていたことはよく知られている⁽²⁾。その意味では、『ザ・フェデラリスト』を現代的民主政治に近い思想を表現したものとみなすことはできない。しかし、連邦政府と州政府との間での、立法府・行政府・司法府それぞれの間での、あるいは立法府内でも上院と下院との間での抑制と均衡について本書で述べられた思想は、たとえその目的に「民衆による支配の制限」が含まれていても、先に定義した意味での「多元主義」に該当するものであることに疑問の余地はないだろう。

もちろん、ハミルトンやマディソンらの「多元主義」に、女性や黒人・ネイティブアメリカンを政治的主体・人権主体として認めようという発想はなかった。また、政党や政治結社についても彼らの認識は「党派」「派閥」として否定的に位置付けており、事実『ザ・フェデラリスト』第10篇のタイトルは「派閥の弊害と連邦制による匡正」となっている。しかしこのタイトル自体が示すように、第10篇執筆者のマディ

ソンは、連邦制という多元主義的な「制度」に積極的な意義を認めている。そして、「党派」それ自体についても、「ある一つの党派が、他の残りの党派を数で圧倒し抑圧する結果になるのを防ぐためには、党派の数を多くすることによって、より大きな安全性が確保されるという利点はないであろうか」[マディソン 1999:64]として、事実上、多元的な政党政治を消極的に容認する論理を採用しているのである⁽³⁾。その意味で、『ザ・フェデラリスト』には多元主義的な政治論として先駆的な意義を認めることができる。

そして、19世紀の多元主義的な政治論として重要なのは、1835年～1840年に出版された、アレクシス・ド・トクヴィルによる『アメリカのデモクラシー』である。トクヴィルもまたハミルトンやマディソンと同様に、民衆の政治参加と「多数派支配」には警戒的であり、政党政治についても必ずしも前向きな評価は下していない。しかし、「合衆国の政治的結社について」という章の内容は、『ザ・フェデラリスト』が「党派」に見出しているよりも積極的な意義を、「結社」に見出しているように思われる。

トクヴィルは、「アメリカは世界中で結社をもっとも多く利用する国であり、この有力な行動手段をこのうえなく多様な目的のために使う国である」「合衆国では、公安、通商、道徳そして宗教のために結社がつくられる。諸個人が力を合わせて自由に活動することでは達成できない、と人間精神があきらめるようなことは何一つない」[トクヴィル 2005:38, 39]と記し、結社への自発的・積極的な参加をアメリカ人の特徴として位置付けている。そして、大陸ヨーロッパの政治的結社は政権との暴力的対決を辞

さない傾向があるのに対し、アメリカの政治的結社は平和的・合法的な活動に徹しているとして、「現代では、結社の自由は多数の暴政に抗する必要な保証となっている」[トクヴィル 2005:44]と評価する。結社に対するこうした評価は、利益団体・圧力団体の活動や政治参加に積極的意義を見出した、20世紀の多元主義的政治論につながるものである。

18世紀の『ザ・フェデラリスト』と19世紀の『アメリカのデモクラシー』とに共通するのは、政治についての多元主義的な視点と、エリート主義的（反民主的）な視点との共存である。このことは20世紀後半に、ダールやコーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」がエリート主義的・体制擁護的であるとして批判されたことを思い起こさせる。

しかしこの類似性は、政治的多元主義とエリート主義との間に必然的な結びつきがあることを示すものではない。そうした結びつきが生じるのは、「多元主義」の担い手として社会内の権力関係において優位にある集団・カテゴリーを想定した場合である。逆に、権力関係において劣位にある集団・カテゴリーをこそ「多元主義」の重要な担い手として想定することももちろん可能であり、本論文はそのことを前提に記述を進めている。『ザ・フェデラリスト』『アメリカのデモクラシー』の多元主義的政治論には前者の要素が濃厚であり、現在からみると時代的な制約を免れない点があるが、連邦制や三権分立に加えて「党派」「結社」にも一定の意義を認めた点は正当に評価するべきと考える。

② 「多元的国家論」やその周辺理論と、規範的・道徳主義的政治論との対立

政治的文脈で「多元主義」という用語が使用された事例として、エポックメイキングと言えるのは、20世紀前半に出現したいわゆる「多元的国家論」である。「多元的国家論」の主唱者としてはイギリスのハロルド・ラスキやアレクサンダー・リンゼイ、アメリカのロバート・マッキーヴァーらが挙げられ、それぞれの論者によって主張内容にニュアンスの違いはあるが⁽⁴⁾、個人の自己実現における国家の役割を重視するヘゲル的な思考方法（19世紀後半に一世を風靡した、トーマス・H・グリーンらの理想主義的国家論に代表される）に距離を置いていた点で共通している。またこの時期のアメリカでは、アーサー・ベントレーによる『政治過程論（The Process of Government）』の出版（1908年）やジョン・デューイによるプラグマティズムの提唱など、政治学周辺に経験主義・実用主義的分析手法を導入しようとする動きが表面化するが、こうした動きも「多元的国家論」の出現と同根のものと考えることができる⁽⁵⁾。

こうした動きが発生した背景には、19世紀後半から20世紀にかけて各国で国家の権力機構が発達するとともに、社会の産業化やそれに伴う労働運動の活発化などによって社会集団の存在がクローズアップされるようになったこと（いわゆる「集団の噴出」）がある。

「多元的国家論」の基本的な思想は、町田博が要約するように、「法的全能権はしばしば無効な純粹形式的概念にすぎないこと、人々の忠誠は経験上からみて単一ではなく多元的であること、国家は社会内の多くの結社のひとつにすぎないこと、国家の権力には常に制限があり、

制限は国家が果たそうとする目的とその目的について人々がなす判断との関連で決まってしまうと主張したことにあった」[町田 2005: 74]。この発想は、三権分立や連邦制といった法的・制度的な「多元性」の存在はもはや自明の前提とした上で、社会成員による自発的な結社の創設に積極的な意義を認め、国家そのものさえもそうした結社とは相対的な違いを有するにすぎないとした点で、先に述べた18～19世紀の多元主義的政治論から一段階進んだものとみなし得る。

狭い意味での「多元的国家論」は、代表的論者とされるラスキ自身が1930年前後よりその立場を実質的に変化させ、マルクス主義的な階級国家論者へ移行したことによって、その影響力を低下させていった。しかし、広い意味での多元主義的政治論や、「政治学の科学化」を目指す動きは衰えることなく発展し、それに対して、規範的・道徳主義的理論を志向する側からの批判も生じるようになった。たとえば、ウィリアム・ヤンデル・エリオットは、「多元主義の立場が科学主義、現実主義、プラグマティズム、学際的熱狂とのみならず、『国家の構造的基盤である統一的主権概念に対抗し始めたと思われる多様な現代政治理論の潮流』と結びついている」「多元主義はサンディカリズムと、また、ソレルの理論のような危険な教義と密接に結びついている」と批判した[ガネル 2001:159-160]。

こうした対立傾向は、1930年代にナチス・ドイツの政権が成立し、そこから逃れた研究者たちがアメリカに多数亡命したことにより一層強まった。ナチス・ドイツを含む全体主義体制について、その成立が民主主義的伝統・近代的理

念の「不足」によるものなのか、それとも「過剰」によるものなのかについては様々な分析が存在したが、亡命研究者の多くは後者に近い立場をとり、アメリカにおける多元主義・相対主義・プラグマティズム的思想傾向に不安を感じる傾向が強かったのである。

その結果、政治哲学の分野における亡命研究者たちの中には、きわめて規範的・道徳主義的性格の強い理論を構築する者が現れた。ヘーゲル哲学やスピノザの影響下に保守派の政治理論を形成したレオ・シュトラウスや、『全体主義の起源』『人間の条件』などの著作で第二次大戦後名声を高めたハンナ・アーレントは、この系譜に属する研究者である。シュトラウスやアーレントは、現代における「リパブリカニズム」「コミュニタリアニズム」の主張にも大きな影響を与えており、規範的・道徳主義的政治論が多元主義的政治論を批判するという構図は、この時期にまで遡ることができる。

また、亡命研究者としてマルクス主義的な立場に依拠していたフランクフルト学派の人々も、テオドル・アドルノやマックス・ホルクハイマーが「啓蒙の近代」（アメリカをその象徴とする）について批判的に捉えていたように、多元主義的政治論には距離を置いていたと見ることができる。

しかし、このような対立が存在したとはいえ、多元主義的政治論の歴史において20世紀前半が重要な発展期であったことは疑いない。三権分立や連邦制などの法的・制度的多元性は自明の全体とした上で、教会や労働組合などをも含む多様な社会集団に、政治的主体としての注目が向けられるようになった。逆にこの時期の多元論の明白な限界としては、女性や民族的マ

イノリティなど、権力関係に不利な立場にある少数者への視点はなお欠落していた点が挙げられる。この限界は、第二次大戦後の、「行動論 (behavioralism) 的政治学」の一部分とみなされる「多元主義的政治社会論」にもある程度引き継がれ、1960年代以降の批判を招く一因となった。

③ 「行動論」「多元主義的政治社会論」への批判から規範的政治哲学・人権理論の隆盛へ

第二次世界大戦後、アメリカの政治学界では、行動論 (behavioralism) と総称される実証主義的・量的研究を重視する立場が全盛となった。この立場には明らかに、伝統的なプラグマティズムの発想が反映されているとともに、第二次大戦における枢軸国へのアメリカの勝利とそれに続く共産主義諸国との冷戦という時代状況によって制約される面があったといわれる。つまり、価値判断として、「民主主義国」であるとともに「資本主義国」でもあるアメリカの政治体制を、自明の前提とする傾向が強かったというのである⁽⁶⁾。しかし、自国の政治体制を相対化する視点が不足する傾向は、過去・現在を問わずアメリカの政治学者に顕著であり（たとえば小選挙区制の自明視）、必ずしも冷戦期のみの特徴ではなかったと考えるべきであろう。

行動論的政治学者の代表的な存在としては、その権力論によって知られるハロルド・ラスウェルや、「入力」と「出力」の概念を軸にした政治システム論を確立したデイヴィッド・イーストンなどが挙げられる。そして、ラスウェルから「権力を影響力のひとつの特殊形態」ととらえ、かつ価値剥奪の程度に応じた連続体

のなかに位置づけるという基本図式を受けついで」[岡田 2000:42]とされるロバート・ダールも、行動論的文脈の中でその研究をスタートした。そして1961年に、コネチカット州ニューヘブンの地方政治を研究した『統治するのはだれか? (Who Governs?)』によって、行動論的政治学者及び多元的政治論者の代表的な一人とみなされることになるのである。

『統治するのはだれか?』は、ニューヘブンの地方政治における意思決定過程を実証的に分析した上で、政治家・社会的名士・経済的名士の各カテゴリーに権力は分有されており、一元的な権力集中は発生していなかったと主張する著作である⁽⁷⁾。この著作は、アメリカにおける政治・経済・軍事各分野のエリートの共通性と少数者への権力集中を論じた、チャールズ・ライト・ミルズの『パワー・エリート』への反論として執筆されたものと思われるが、ダールの多元主義的政治論に「現状擁護」的なニュアンスが付きまとう原因を作ることになった。

この時期、行動論的政治学の文脈とは別に、アメリカに代表される多元的社会の性格について肯定的に論じる著作は他にも存在した。たとえばウィリアム・コーンハウザーは『大衆社会の政治』において、社会類型を「エリートへの接近可能性」「非エリートの操縦可能性」を二つの座標軸として「共同体的社会」「全体主義社会」「多元的社会」「大衆社会」の4つに分類し、「多元的社会」が最も全体主義的傾向への抵抗力を有する点で望ましいとした⁽⁸⁾。また、デイヴィッド・トルーマンは1951年、主著『政治過程論』において、圧力団体に代表される社会集団を通じての国民の政治参加を重視し、各社会集団間での「均衡理論」を主張した。ダー

ルの理論と、コーンハウザーやトルーマンらの理論はもちろん文脈・内容を異にするものではあるが、後年になって「現状擁護的な多元主義理論」とみなされた点は共通している。本論文では便宜上、これらの理論を一括して「多元主義的政治社会論」と呼び、ダールをその代表的論者として位置付けている。

行動論的政治学は、1960年代に入ってもアメリカの学界で主導的な位置を占めていたが、前項で述べたシュトラウスやその学派による規範的・道徳主義的立場からは批判されていた⁽⁹⁾。

また、左派・リベラル派の側からも、公民権運動やベトナム戦争をめぐる政治状況の変化と対応する形で、その過剰な定量的分析への偏重と「現状擁護的」性格に批判が生じる。そして、1967年のアメリカ政治学会では反行動論の問題提起が起こり、ダールはアメリカ政治学会会長を辞任するに至った⁽¹⁰⁾。行動論的政治学の旗手とみなされたイーストンも反行動論の立場に転じる一方、70年代以降のダールは、単純な多元主義から「手続きデモクラシー」「企業内デモクラシー」を目指す立場に移行することになる⁽¹¹⁾。

こうした状況を背景に、1971年ジョン・ロールズが『自由論』を発表し、「政治哲学の復権」をもたらすことになった。ロールズの直接の理論的目標は功利主義批判にあったが、その背景には、「行動論的政治学」「多元主義的政治社会論」への批判が高まったという前提が存在したのである。『自由論』の出版後、「はじめに」で記したように、ロールズやドゥオーキンらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」が政治哲学・人権理論における一つの座標軸となった。それに

対抗して「リバタリアニズム」「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」「リパブリカニズム」といった立場が主張されるようになったが、これらの立場はいずれも規範的理論としての性格を強く有しており、「多元主義的政治社会論」に対しては明示的・黙示的を問わず批判的立場をとっている⁽¹²⁾。

つまり、第二次世界大戦前後にシュトラウスやアーレント、あるいはフランクフルト学派の人々が左右を問わず政治における多元主義・相対主義・プラグマティズムから距離を置いたのと類似した状況が、現代に再現していると言い得るのである。しかしその一方で、「多元主義的政治社会論」には距離を置きつつも自らの政治哲学・人権理論を「多元主義」と位置付ける論者は、近年むしろ増えてきている。具体的には、ジェンダーやエスニシティといった、過去の多元主義的政治論では軽視されてきた「多元性」に着目した議論が重要である。

次節では、これまで行ってきた歴史的分析を踏まえ、「多元主義的政治社会論」と近年の「多元主義」理論との両立可能性について論じる。

第2節 「多元主義的政治社会論」と現代の「多元主義」理論との両立可能性

近年の政治哲学・人権理論において、自らの主張を「多元性」「多元主義」と位置付ける、または実質的にそのような主張をする議論は、1960年代末以降批判された「多元主義的政治社会論」とどのように異なるのであろうか。また、前者の問題提起を「多元主義的政治社会論」の内容と調和させることは可能であろうか。

この問いに答えるには、まず、「多元主義的

政治社会論」についてどの点が論理的に問題だったのかを特定する必要がある。「多元主義的政治社会論」が多元的社会としてのアメリカの政治・経済体制を擁護する機能を持っていたという批判は、あくまでも特定の理論が結果的に果たした役割についての批判であり、理論内在的な批判とは言えないからである。

「多元主義的政治社会論」についての批判のうち、次の2点が特に重要なものであると考えられる。第1点は、現実の「多元主義」的な政治過程では、社会集団の中でも政治的・経済的な影響力が強いエリートによって構成される社会集団のみが実質的に保護されることになり、少数派やノン・エリートは実質的に排除されることになるというもの。そして第2点は、「多元主義的政治社会論」は、自由な政治過程を通じて各社会集団の間に適切な「均衡」が生まれるという、経済学における「神の見えざる手」にも似た仮定に依拠しているが、この仮定は非現実的だということである。

しかし第1点については、現実の「多元主義」的政治過程を少数派やノン・エリートの集団にもアクセス可能とすることを求める主張にはつながっても、「多元主義的政治社会論」そのものを否定する直接の根拠とはならないはずである。「多元主義的政治社会論」に規範理論的な側面が潜在していたことは否定できないが、その本質は実証主義的であり、間接民主制をとる「先進」国の政治過程は「事実として」多元主義化しているという認識が根拠となっていた。もし、現行の多元主義的な政治制度（政党政治を含む）とは根本的に異なり、かつ少数派やノン・エリートの発言権が最大限確保された新しい政治制度が存在し得るとして、それは具体的

にどのようなものであろうか?そのような政治制度について具体像が提示されない限り、少数派やノン・エリートの集団は「多元主義」的政治過程の拡張・開放をこそ求めていかざるを得ないと思われる。

事実、「多元主義的政治社会論」への最も激しい敵対者とみなされたミルズの場合も、多元主義的な発想そのものを否定していたのではなかった。ニコルスが指摘するように、「ある点に関してはミルズ自身が多元主義者であった。トクヴィルに分析の[ママ]従って、かれはつぎのような大衆社会の危険性を指摘した。すなわちそこでは、効果的な共同体の絆が破壊され、あるいは現実にはほとんど存在しないか、またはバラバラの個人の集団が少数のエリートに支配されているのである」「ミルズは(中略)イギリス多元主義者の考えのいくつかを共有し、かれが擁護した社会主義のタイプはギルド社会主義者のそれと類似していた。かれの主要な論争相手は、合衆国に真の多元主義が存在すると主張したアメリカの政治学者であった」[ニコルス 1981:48]。つまり、ジェファーソンの分権主義者としての傾向を有していたミルズは、アメリカにおける「真の多元主義」の不足を主張していたのであり、多元主義の政治原理それ自体を否定していたわけではなかったのである。

そして、「多元主義的政治社会論」についても、社会集団の政治参加によって望ましい「均衡」が生まれるとする想定はもちろん非現実的であるが、「だからこそ」少数派やノン・エリートの集団による「多元主義」的政治過程への参加が必要となると言い得る。その結果として望ましい「均衡」や「合意」が得られなかったと

しても、少数派やノン・エリートの発言権・平等な尊厳を確保するという目的を優先すべきであり、「均衡」や「合意」の不在が立憲政治の崩壊を導かないための制度的工夫は別途行えばよいと考える。

以上のように、「多元主義的政治社会論」の欠陥とされたものはいずれも、少数派やノン・エリートを理論内に組み込んでいくことで修正可能であった。それでは、近年主張されている様々な多元主義理論と、「多元主義的政治社会論」との調整を図ることは可能だろうか。

近年の「多元主義」的な政治哲学・人権理論の中でも特に重要なものの一つに、「ラディカル・デモクラシー」の陣営に属したアイリス・ヤングによる、「差異の政治(politics of difference)」の主張が存在した。ヤングは、近年の正義論における「配分的パラダイム」に異議を唱え、「抑圧」を問題視した新たな理論の構築を目指した⁽¹³⁾。そして、「抑圧され不利益を被っている諸集団に対する代表の制度」[ヤング 1996:115]として、「討議や意志決定において、被抑圧的集団に明確なかたちで代表権を与える」[1996:112]集団代表制の導入を主張した。具体的には、たとえばジェンダーやエスニシティに配慮した制度が想定されている。

ヤングは自ら、「次のような疑問が生じるのは、もっともなことである。つまり、諸集団の自己組織化を促し、意志決定過程における集団代表制を導入しようとする異質性を帯びた公衆の理念は、利益集団多元主義とどのように異なるのであろうかという疑問である」[1996:116]として、次のように回答している。第一に、ヤングの構想において特別代表権を与えられるのは被抑圧的集団のみであり、各集団が同じ地位

を有する利益集団多元主義とは異なる。第二に、代表権を与えられる集団は、個別利益ではなくアイデンティティと生活様式を代表する。第三に、利益集団多元主義は、公的な討論を抑圧し、正義にかなった決定を妨げる。

しかしこの議論は、「多元主義的政治社会論」に相当する主張にあらかじめ「利益集団多元主義」というレッテル貼りを行い、それに対して反論するという形になっているように思われる。

「多元主義的政治社会論」においても、各集団が実態として「同じ地位」を有するとは想定されていない（各集団の「力」が異なるからこそ、時には連合して他の集団と対応することなどが想定されている）。また、集団代表制の下でも、公的な討論が円滑に行われるという保証はない。一方、代表権を与えられる集団が「アイデンティティ」を代表するという想定は、集団内部での自由を抑圧する恐れがあるように思われる。このように、ヤングによる自らの理論と「利益集団多元主義」との違いの論証はやや説得力がない。むしろ、ヤングの理論は、「多元主義」がその適用範囲を拡大してきた歴史の、新しい段階（少数派やノン・エリートへの拡大）を画する者として位置付けることが可能と思われる。

また、「多元主義」的な理論を展開するもう一人の論者として、「はじめに」で言及したマイケル・ウォルツァー（「コミュニタリアニズム」の主唱者の一人に数えられる）がいる。ウォルツァーは、ある社会的財（たとえば「富」）が、その財が本来通用すべき領域を超えて、別の社会的領域（たとえば「政治的領域」）で力を持たないようにすることを提唱し、その

結果として各社会的領域間での多元性が守られることを「複合的平等」と呼んだ⁽¹⁴⁾。この見解は、「その財が本来通用すべき領域」を客観的に確定することが難しいという難点を別にすれば、社会内で多元性と平等との両立を目指すためのアイデアとして興味深いものがあるが、ウォルツァーの議論と「多元主義的政治社会論」とは両立可能であろうか？

「複合的平等」の理念は、それぞれの社会的領域について自律性が保たれることを目指すものであり、どのような手段によってその目的が達成されるかを拘束するものではない。たとえば三権分立という発想は、「立法」「行政」「司法」という固有の領域の自律性（多元性）を確保するための制度的な工夫であり、もっとも分かりやすい「複合的平等」の理念の表れと言えるだろう。「多元主義的政治社会論」の発想も、「多元主義」の担い手を少数派やノン・エリートに拡張すれば、多数派やエリートが社会のあらゆる領域で必要以上の権力を行使することを抑制する作用を持つと考えられ、「複合的平等」の理念とは矛盾しない。

以上、ヤングとウォルツァーの理論を題材に、「多元主義的政治社会論」の対象範囲を少数派やノン・エリートにまで拡張する修正が理論的に可能であることを示した。実際、たとえばダグラス・ラミスのような「ラディカル・デモクラシー」の陣営に属する論者も、自らが提唱する「市民社会のラディカルなイメージ」について、「市民社会という概念には、リベラル多元主義という古臭くて退屈なモデルと区別しにくいという問題がある」[ラミス 1998:55]と認めている。近年のダールも、「人間は必ずしも政治的動物ではない。社会のなかで暮らして

いても、その社会の政治に関心をもたねばならないわけではないし、政治生活に活発に参加しなくてもよい。政治社会や社会の価値を大事にする必要もない。そうする人もいるが、そうしない人も多いのである」[ダール 1999:131]とする一方で、政治参加に対する女性の意識が積極的な方向に変化してきたことを例に挙げ、「基本的で、持続的な、岩のように堅くみえる政治的志向が、実際には変化する。その変化は、ときには驚くほど速い」[1999:156]と、政治参加に消極的だった被抑圧的集団の意識が変化する可能性を認めているのである。それでも、岡田憲治の指摘する通り「ダールのプルーラリズムは、『同質的の枠の中での多様性』を意味するものでしかない」[岡田 2000:198]という限界は否定できないが、そのことは、少数派やノン・エリートを含む形で理論を構築しなおすことの不可能性を示すものではないと考える。

次節では、「はじめに」で述べたとおり、「多元主義的政治社会論」の対象範囲を拡張した理論を「多極競合的人権理論」と位置付け、その概要を提示する。

第3節 「多極競合的人権理論」の定義と位置付け

本論文ではこれまで、政治的文脈での「多元主義」的な理論について、その歴史を跡付けてきた。「多元主義」は当初、三権分立や連邦制などの法的・制度的な次元を想定して理論化されたが、20世紀に入ってその対象を圧力団体など各種の社会集団にまで拡大する議論が登場した。そして、第二次大戦後に登場した「多元主義的政治社会論」は1960年代以降批判を浴びたが、近年、「多元主義」の対象を社会的少数派

やノン・エリートに拡張する新しい議論が登場している。

筆者は上記の流れを、政治・社会に関する多元主義的な見方がその対象範囲を徐々に広げ、発展してきた歴史と解釈する。しかし、「多元主義」という用語はあまりに幅広く用いられすぎたが故に、論者によって全く異なった意味を賦与され、概念上の混乱を招く結果となっている。そこで本節では、少数派やノン・エリートを包含する現代的な意味での「多元性」（「多元主義」）を示す用語として、「多極性」（「多極主義」）を用いることを提案したい。そして、かつての「多元主義的政治社会論」を発展的に受け継ぎ、社会内における「多極性」の存在に肯定的評価を与える人権理論を、本論文では「多極競合的（multilateral-contestatory）人権理論」と呼ぶことにする。

「多極競合的人権理論」を提唱する背景としては、21世紀の日本において、インターネットをはじめとするメディアの発展にも関わらず、個人の存在が急速に孤立化・原子化し、メディア政治の影響下に圧倒されているという現状認識がある。かつて「多元主義的政治社会論」が登場した時代は、大衆社会の到来と「原子化した個人」の出現が危機的に語られていた時期だったが、現在もある意味で当時と共通した時代背景が存在すると思われる。

政治哲学・人権理論の基本的な構成要素が「個人」であることは自明の前提である。しかし、その「個人」が政治的・社会的文脈から切り離され、「自己決定権」の担い手として、その自己破壊的な決断（自殺・安楽死など）すらも積極的に「尊重」するような「個人主義的」人権理論を構築することは、かえって社会的弱

者に抑圧をもたらすものである。「多極競合的人権理論」は、社会的弱者が連帯して権力に対する自己主張・異議申し立て (contestation) を行い、その結果多極間での競合 (contestation) が起こることを望ましい姿として想定する。その意味では、この理論は現実的認識を前提とした規範理論である。

この contestation という用語は、「多極競合的人権理論」の「動的」な性格 (= 静止した「理想状態」を前提としない) を表現するためにあえて多義的なニュアンスを持たせているが、もともとはロバート・ダールが「ポリアーキー (polyarchy)」という用語を定義した際に用いた用語である⁽¹⁵⁾。ダールは、「デモクラシー (democracy)」という用語が論者によって無数の異なった意味内容を付与され、政治学用語として実質的な意味を持たなくなったことから、理想としての「デモクラシー」にある程度近づいた現実の政治状況について「ポリアーキー」という用語を付与したのである。ダールは「ポリアーキーは、かなりの程度民主化され、かつ自由化された体制である。すなわち、高度に包括的で、かつ、公的異議申し立て (public contestation) に対し広く開かれた体制なのである」[ロバート・ダール1981:12-13]とした上で、ポリアーキーを可能にする歴史的・政治文化的・経済的条件について具体的な考察を行ってきた。

本論文では、ダールによる「ポリアーキー」の定義を踏まえ、「多極競合的人権理論」を「政治的關係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的關係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限

り平等化することを目指す理論」と定義している。

また、「多極競合的人権理論」は、社会における「制度化された多極性」(三権分立・政党政治など)・「選択的な多極性」(圧力団体・市民運動など)・「非選択的な多極性」(性別・言語・社会階級など)の各レベルにおける、社会的な「多極性」の存在に着目する。この考え方は、政治についての「多極主義」的な見方が発展していく中で、その対象が「制度化された多極性」→「選択的な多極性」→「非選択的な多極性」へと拡大してきたという、歴史的認識に基づくものである。

そして、それぞれの「多極性」の内部においては、集団・カテゴリー間の競合的平等 (contestatory equality) が保たれることを理想とする。この「競合的平等」という用語は、ウォルツァーの「複合的平等」と類似しているが、内容は異なり、集団・カテゴリーが絶えず離合集散を繰り返しつつ自己主張を展開していくという「動的」な状態をイメージしたものである⁽¹⁶⁾。集団・カテゴリー間の権力関係が100%完全に平等となることは現実的にあり得ないので、「静的」な平等状態を理想として描くことはできない。

「競合的平等」を確保するための具体的な手段として、「制度化された多極性」のレベルでは、議会選挙における「比例代表制」の導入を不可欠と考える。「選択的な多極性」のレベルでは、国家による制度的な促進策は市民の自発性を損ねる可能性があるため難しい面があるが、自由な結社・集会・デモなどを妨げる立法は排除されなければならない。そして「非選択的な多極性」のレベルでは、各集団のアイデン

ティティを必要以上に固定化させない範囲で、アファーマティブアクションや、何らかの「集合的代表」の権利を承認すべきであろう。

そして、もう一つ重要な点は、「多極競合的人権理論」においては、少数派に属するカテゴリー・集団の自己破壊的行動に対して無条件に肯定的評価を与えることはせず、少なくとも、社会的権力関係の影響下にそのような自己破壊的行動がなされることについては抑制措置を講ずることを認めるという点である。具体的には、民族的マイノリティが独自の言語教育を維持することについて政府が助成金を支給することや、「安楽死」や「選択的妊娠中絶」について、「障がい者」というカテゴリーへの抑圧的結果を生む危険性を考慮し安易な承認を差し控えることなどを、広い意味での「自己破壊的行動に対する抑制措置」として位置付けることができる。こうした措置を認める背景には、社会における多様性の存在そのものを肯定的に評価するという価値判断が存在するし、「自己決定権」を重要な人権として位置付ける発想とは根本的に対立するものである。

なお、上記の点にも関係するが、社会内における集団・カテゴリーの存在を肯定的に評価して理論構築する場合、内部における少数派の権利尊重が常に課題となる。この点について「多極競合的人権理論」は、ウィル・キムリッカが提唱した「対外的防御」と「対内的制約」の区別に依拠し、集団・カテゴリーの「自己破壊的行動」を抑止する「対外的防御」は容認するが、集団成員の基本的権利に対する「対内的制約」は認めない立場を採用する⁽¹⁷⁾。つまり、集団・カテゴリー内においてもおいても少数派の権利が尊重され、サブ集団・サブカテゴリー間の競

合的平等が保たれるような工夫が行われなければならない。

「はじめに」でも記したとおり、「多極競合的人権理論」は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」（自殺・安楽死・売買春・学校選択制など）を擁護する傾向のある考え方と対立する。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、むしろ集団間・カテゴリー間の「競合」が行われる中で個人のアイデンティティに揺らぎが生じることも積極的に評価する。

その意味で、「多極競合的人権理論」は、強いて言えば「ラディカル・デモクラシー」の一潮流に属するとも考えられるが、ロールズ以降の規範的理論とは微妙にニュアンスを異にし、むしろ「多極性」に着目してきた古い政治学的伝統に共鳴するものである。理論的内容の一層の具体化については、今後の課題としたい。

[投稿受理日2010.11.20/掲載決定日2011.1.27]

注

- (1) 人権理論における「自己決定権」概念の使用が社会的弱者に不利に働く可能性についての分析は、平岡[2003, 2004, 2005a, 2005b, 2006]参照。その基本的視点は、「被抑圧者」（女性・子ども・患者など）の「自己決定権」要求とされてきた内容は、かなりの部分「平等な（より多くの）選択の自由」への要求として説明でき、その説明の方がデメリットが少ないのではないかということであった。この分析の背景には、社会内での集団・カテゴリー間の権力関係の平等化という視点を、人権理論に意識的に導入すべきという問題意識があり、本論文ではそこに焦点を当てている。

なお、「自己決定権」に関する論点を網羅的に取

- り上げた研究として、高橋・八幡[2008]などがある。また、「自己決定権」への直接的な批判的論考としては、小松[2000, 2004]参照。
- (2) アメリカ史研究者の安武秀岳は、憲法制定会議に参加した人々の間で「肌合いの違いはあるものの、『民主主義の行きすぎ』はなんとかしなければならないという点では共通の認識があった。新しい憲法案に盛り込まれた三権分立制度の下での大統領の間接選挙制度や上下二院制度は、『民主主義の行きすぎ』に対する予防機構となるはずであった」[安武 1988:74]としている。
- (3) この点について、安武秀岳は「ジェームズ・マディソンの政治哲学を、アメリカ型民主政治の、すなわち、国民の利害の多元性の積極的容認の上に、その諸利害の民主的競合の中に自由の保障を求める、現代アメリカ民主主義の原型とみなす見解がある。しかし米国建国史家ウッドによれば、憲法制定当時のマディソンは、政治というものは教養ある名望家の指導に委ねるべきだと考えていた。彼らだけが恒産をもち、したがって、諸々の利害から超越しうるがゆえに、私利を離れた有徳の政治の担い手たりうるというのがマディソンたちの考えであった」[安武 1988:78]として、マディソンを多元主義的発想の先駆とする見方を否定している。しかし、安武の見解は本論文の見解と矛盾するものではない。マディソンが価値判断として政党政治に否定的であったにもかかわらず、現実には出現してしまう「党派」について、多元主義的な対処法を示唆していたという事実が重要なのである。後世に影響を与えたのはマディソンの基本理念ではなく、示唆した対処法の方であった。
- (4) たとえばラスキとマッキーヴァーを比較した場合、政治学者であるラスキは個人の権利・自由を確保する手段として国家権力を制約することに関心があり、その観点から国家の多元性を重視したが、社会学者であるマッキーヴァーはコミュニティとアソシエーションとを区別し、コミュニティの意義を重視する立場から、アソシエーションの一種としての国家の権限を限定的に捉えた。しかしどちらも、社会生活に一定の秩序を確保し、利害を調整する機関としての国家の役割は認めていたのである。町田[2005:67-95]参照。
- (5) 20世紀に入って、アメリカでは「多元的国家論」と「政治学の科学化」を目指す動きが並行して生じたことにより、政治についての多元的な見方は勢いを増した。J・G・ガネルが記述するように「多元主義は、社会的現実論として、一九二〇年までに影響力を強め、少なくとも暗黙裡には、国家の概念に替わる勢いがあった」[ガネル 2001:156-157]のである。
- (6) 行動論批判の側にも、冷戦期のイデオロギーに逆の意味で拘束されている側面があった。岡田憲治が指摘するように、「反行動論者たちの多くは、当時五〇年代に歩を進めてマルクス主義に傾斜していたライト・ミルズ(Wright Mills)の立場に立脚していた。彼らにとってみれば、ダールはいわばアメリカ資本主義体制を保守する者であり、行動論政治学の権化であり、抑圧的なシステムとしてのアメリカを擁護する者であった」[岡田 2000:14]。ミルズの立場をマルクス主義者としてのそれのみ還元して捉えることには問題があるが、冷戦期における政治的議論に、時として「資本主義かマルクス主義か」という二者択一に問題を還元する傾向があったことは否定できない。
- (7) G・パリイは、「富は必ずしも政治的権力を生ぜしめないし、社会的地位は経済的権力を生ぜしめない」というのが、ダールがニューヘブンの研究から主張する要点である」[パリイ 1982:159]としている。
- (8) 重要な論点として、コーンハウザーは、個人が複数の集団に加入していることが、「多元的社会」の条件であるとした。「われわれの使う多元主義の概念には、多様な集団加入ということが含まれている。したがってわれわれの用語からすれば、中世は多元的ではなかったことになる。どんな組織でも、その成員の多くの生活分野に干渉する支配権を要求したり、うけいれたりしないかぎり、個人に対する組織の力は限られたものであろう。これは大変重要な事柄である。なぜならば、私的な集団の権威も国家の権威と同様に、抑圧的になりうるからである」「独立的かつ限定的な集団が多元的に存在していると、エリートと非エリートとをお互いを守ることになるばかりか、それが自由主義的民主主義の支配を可能にするようなやり方でそれがおこなわれるのである」[コーンハウザー 1961:96]。この定義は、共同体内での個人の徳性涵養を重視する、現代の「コミュニティアニズム」の発想とも対立するものである。後述する「多極

- 競合的人権理論」における「多極性」概念は、基本的に、コーンハウザーによるこの意味での「多元性」概念と重なるものである。
- (9) シュトラウスは、行動論に代表される傾向を「『無限定の相対主義』が、今や、西洋思想一般に、とりわけアメリカの社会科学と自由主義にとりついている」[ガネル 2001:369]と非難した。
- (10) 岡田[2000:13-14]参照。
- (11) 後期ダールの立場については、岡田[2000:140-159]、田村[2002:140-148]参照。
- (12) たとえば、「リパブリカニズム」を主張し、民主政治における contestability の重要性を強調しているフィリップ・ペティットも、自らの理論を「利益集団多元主義」と区別している。ペティットによれば、「利益集団多元主義」は政治を経済的自由市場（「見えない手」）とのアナロジーで捉えている点に問題があるという。Petit[1997:202-205]参照。
- (13) 詳細については、Young[1990]を参照。
- (14) 詳細については、ウォルツァー[1999]を参照。
- (15) なお、注(12)でも記したとおり、フィリップ・ペティットも contestability という用語を肯定的な意味で使用している。ペティットは、従来の「積極的自由」「消極的自由」という二分法に反対し、自由を「恣意的な支配の不在」として再定義する中で、contestability の意義を主張した。Petit[1997:185-205]参照。
- (16) なお、用語面でいえば、「多極競合的」という表現は政治学における「多極共存型デモクラシー」（アーレンド・レイブハルトが、オランダ・スイスなど、多言語・多文化社会がエリート間の協調によって安定を保っている政治システムを指した用語）を連想させるものがある。しかし、「多極共存型デモクラシー」は純然たる政治学用語で、「合意」と「安定」の存在という事実の説明に用語の目的があるのに対し、「多極競合的人権理論」は規範的理論であり、かつ「合意」よりは「異議申し立て」「自己主張」に力点を置いた用語である点異なる。
- (17) キムリッカは、「集団を内部の異論（たとえば伝統的慣習や習慣に従わないという個々の成員の決断）をもたらす不安定化から保護することを意図」した制約を「対内的制約」、「集団を外部の決定（たとえば主流社会の経済的・政治的決定）による衝撃から保護することを意図」した制約を「対

外的防御」と呼び[キムリッカ1998:51]、「自由主義者は、集団内の公平の実現を促進するようなある種の対外的防御を是認し得るし是認すべきであるが、集団の伝統的権威や慣習を疑問視したり成員の権利を制限する対内的制約は拒否すべきである」[1998:53]とした。

参考文献

- ロバート・ダール、前田脩・高島通敏訳 1981 『ポリアーキー』三一書房 313p
- 高島通敏訳 1999 『現代政治分析』岩波書店、215p
- J・G・ガネル、中谷義和訳 2001 『アメリカ政治理論の系譜』ミネルヴァ書房 444p
- A・ハミルトン、J・ジェイ、J・マディソン、斎藤眞・中野勝郎訳 1999 『ザ・フェデラリスト』岩波文庫 413p
- 平岡章夫 2003 「自己決定権をめぐる批判的考察」『社会学論集』1号 261-273p
- 2004 「『性的商品化』と性差別—『性的自己決定権』批判—」『社会学論集』3号 191-206p
- 2005a 「学校教育をめぐる『自己決定権』論批判」『ソシオサイエンス』11号 209-224p
- 2005b 「『死ぬ権利』をめぐる考察—『死の自己決定権』の危険性—」『社会学論集』6号 247-262p
- 2006 「『危険な行為』とバターナリズム—『自己決定権』批判の視点から—」『社会学論集』8号 319-334p
- ウィル・キムリッカ、角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳 1998 『多文化時代の市民権』晃洋書房 405p
- 小松美彦 2000 「『自己決定権』の道ゆき—『死の義務』の登場（上・下）—」『思想』908・909号 124-153p・154-170p
- 2004 『自己決定権は幻想である』洋泉社新書 222p
- W・コーンハウザー、辻村明訳 1961 『大衆社会の政治』東京創元社 286p
- C・ダグラス・ラミス、加地永都子訳 1998 『ラディカル・デモクラシー—可能性の政治学—』岩波書店 292p
- 町田博 2005 『マッキンヴェアの政治理論と政治的多元主義』東信堂 246p
- ダヴィッド・ニコルス、日下喜一・鈴木光重・尾藤

- 孝一訳 1981『政治的多元主義の諸相』お茶の水書房 130p
- 岡田憲治 2000『権利としてのデモクラシー 甦るロバート・ダール』勁草書房 246p
- G・パリュイ, 中久郎他訳 1982『政治エリート』世界思想社 238p
- Petit, Philip. 1997 Republicanism。 Oxford University Press 328p
- 高橋隆雄・八幡英幸編 2008『自己決定権論のゆくえ ―哲学・法学・医学の現場から―』九州大学出版会 311p
- 田村浩志 2002『集いと語りのデモクラシー リンゼイとダールの多元主義論』勁草書房215p
- トクヴィル, 松本礼二訳 2005『アメリカのデモクラシー 第一巻(下)』岩波文庫 480p
- マイケル・ウォルツァー, 山口晃訳 1999『正義の領分 ―多元性と平等の擁護―』而立書房 552p
- 安武秀岳 1988『新書アメリカ合衆国史① 大陸国家の夢』講談社新書 220p
- Young, Iris Marion. 1990 Justice and the Politics of Difference。 Princeton University Press 286p
- アイリス・M・ヤング, 施光恒訳 1996「政治体と集団の差異」『思想』No. 867 97-128p